

政令第二百六十六号

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十七・二パーセント」を「九・一パーセント」に改める。

附則

この政令は、平成二十年九月一日から施行する。